

「備えあれば憂いなし」の 農業経営の確立をめざして —収入保険制度の加入申請 手続きが始めました—

北海道農業共済組合連合会
総務企画部企画支援グループ

課長 岩城 知幸

収入保険制度の概要

これまでの農業共済制度に農業経営収入保険制度（以下、「収入保険」）を加えた両方を担うことになります。

平成二一年一月からスタートする収入保険の概要等についてご紹介します。

◆収入保険の特徴

農業災害対策の基幹として制度発足以来七〇年以上にわたり農家の経営安定に大きく寄与してきた農業災害補償制度は、農業保険法として改正され、平成三〇年四月一日に施行されました。

今般の改正は農家の負担軽減やサービス向上などの観点から農業共済制度の大変な見直しに加え、価格低下などを含めた農業収入の減少を総合的に補てんする収入保険制度の創設が規定され、法律の名前も「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められました。NOSA一団体では、

収入保険の特徴は、品目の中に入らず、農業者自らが生産している農産物の販売収入全体を対象としていることです。また、青色申告書を基に保険が仕組まれていることから、販売金額には、青色申告の販売金額に加え、青色申告の雑収入に計上されている過年産の精算金の他、畑作物の直接支払交付金や加工原料乳生産者補給金の数量払も含めることになります。ただし、コスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象品目である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については除きます。

補償については、これまでに農業共済が補償していった自然災害による収量減少の他、「市場価格が下がった」「けがや病気で収穫ができない」「農作物を保管していた倉庫が浸水して売り物にならない」など、様々な要因による収入減少においても補償の対象としていることが特徴です。

また、農家負担の保険料については、農業共済制度と同様に国が二分の一を負担し、実施初年度の保険料率は、一・〇八〇%と低く設定しています。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

◆補償内容及び仕組み

収入保険は、青色申告（簡単な方法を含む）を行っている農業者（個人・法人）を対象として、農業者ごとの過去五

年間の平均収入（五中五）を基本とし、保険期間の営農計画により算定される収入試算値と比較して、基準収入を設定します。

この基準収入の九割（補償限度+積立幅）を下回った場合に、下回った額の九割（支払率）について、保険金（掛け捨ての保険方式）と特約補てん金（掛け捨てとならない積立方式）の組合せ「以下、（補てん金）」で補てんする仕組みを基本としています（図1参照）。補

償限度、積立幅と支払率（図2参照）は、農業者がそれぞれ複数の割合から選択することができます。

◆保険料・積立金・事務費

なお、保険方式への加入は必須ですが、積立方式への加入は任意となります。

例え、基準収入一千万円の農業者が、

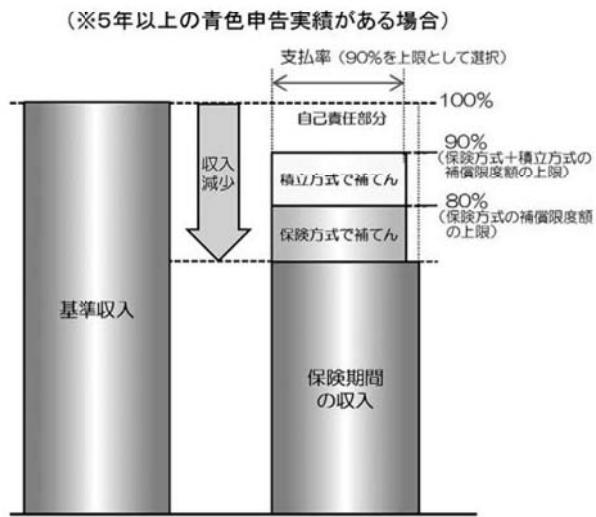


図1 収入保険制度の仕組み

補償限度額を九割（保険方式八割+積立方式一割）、支払率九割（保険方式、積立方式とも九割）を選択した場合について、保険料は七万八千円（農家負担の保険料率一・〇八〇%）、積立方式は二二

万五千円となり、農業者が加入初年次に支払う保険料と積立金は、三〇万三千円になります。

保険料は掛け捨てのため毎年支払いが必要になりますが、積立金は農業者の拠出金ですので、補てん金として受領しな

事務費については、加入者一経営体あたりに固定的に賦課する「加入者割（定額）」と加入者の保険方式と積立方式の補てん額の合計に対して賦課する「保険金額及び補てん対象金額割（変動額）」との二つの方法となります。

◆保険方式の補償限度

青色申告実績	補償限度
4年以上	基準収入金額の80%、70%、60%、50%
3年	基準収入金額の78%、70%、60%、50%
2年	基準収入金額の75%、70%、60%、50%
1年	基準収入金額の70%、60%、50%

◆積立金の積立幅

基準収入金額の10%、5%

◆支払率

保険方式	90%、80%、70%、60%、50%
積立方式	90%、80%、70%、60%、50%

注) 保険方式の支払率を超えない範囲

図2 補償限度、積立幅及び支払率

・保険料 = 基準収入 × 補償限度（0.8を上限に選択）× 支払率（0.9を上限に選択）× 保険料率 × 1/2
・積立金 = 基準収入 × 積立幅（10%または5%を選択）× 支払率（0.9を上限に選択）× 1/4
・事務費 = （保険金額及び補てん金額）× 22円/10,000円 + 加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）

図3 農業者が負担すべき保険料・積立金・事務費の計算方法

い限り翌年に繰り越されます。（例えば、翌年の加入条件が同じ場合、積立金の追加納入の必要はありません。）

また、自動車の保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動しますので、農業者の拠出金である積立金部分の特約補てん金だけを受取つたとしても、保険金の受取りがなければ、保険料率は下がることになります。加入初年時は、危険段階区分は「〇」からのスタートになります。

なお、このほか実施主体の全国農業共済組合連合会に対し事務費を納入いただることになります。

事務費については、加入者一経営体あたりに固定的に賦課する「加入者割（定額）」と加入者の保険方式と積立方式の補てん額の合計に対して賦課する「保険金額及び補てん対象金額割（変動額）」

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

(注：補償限度80%の場合)

図4 危険段階別の保険料率

また、定額の「加入者割」については、加入初年度と継続加入の場合での事務コストに差があることから、継続加入の農業者には、加入初年度より軽減することとしていますので、前述の例の基準収入一千円の農業者の場合、加入初年度の事務費は二二、三二〇円となり、加入二年目以降は、基準収入が同額の場合、二一、〇一〇円となります。

◆保険金・特約補てん金
補てん金については、基準収入一千円（保険方式八割+積立方式一割）の場

合、保険期間の収入が九〇〇万円を下回った場合に、九〇〇万円との差額の九割が補てんされることになります。つまり、三割の収入減少があった場合、保険期間の収入は七〇〇万円ですので、九〇〇万円との差額二〇〇万円の九割の一八〇万円の補てん金（保険金九〇万円+特約補てん金九〇万円）が支払われます。

仮に、収入がゼロになってしまっても

八一〇万円（保険金七二〇万円+特約補てん金九〇万円）が支払われますので、基準収入の八割以上が確保できることになります。

なお、補てん金は、確定申告後に加入者から提出される請求書（保険期間中の税務関係書類等含む）に基づき支払われる 것입니다。

◆つなぎ資金
收入保険では、補てん金の支払には保険期間の収入を税務関係書類等で確認する必要があることから、補てん金の支払時期は、保険期間終了後の税申告後（個人は翌年三月～六月）となるため、補てん金の支払いまでの間に資金が必要な場合、保険期間中に一度だけ、無利子のつなぎ資金を受けることができます。ただし、保険料及び事務費の全額を支払っている加入者に限ります。

つなぎ資金は、自然災害等により相当の数量減少が生じることが見込まれる場合を対象に、加入者からの事故発生通知に基づき、農産物等の被害状況から保険期間の収入見込額を算定し、保険期間の収入見込額が、加入者の補償限度額を下回る場合は、下回った額の八割を限度に必要に応じて貸し付ける仕組みです。補てん金の内数になることから、補てん金支払時には、補てん金からつなぎ資金額を差し引いた額が最終の補てん金として

支払われることとなり、つなぎ資金の直接的な返済は行わなくても済むような措置を講じておりますが、補てん金を上回るつなぎ資金を行つてしまつた場合は、上回つた額を加入者から返還してもいいことがあります。

◆収入保険と農業共済の比較

上回つた額を加入者から返還してもいいことがあります。

◆収入保険と類似制度の選択加入

収入保険と収入減少を補てんする機能を有する国の類似制度（農業共済、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び野菜価格安定制度など）は、国費の一重助成を避けるため、重複加入は認められず、農業者が自らの経営形態に合つた制度を選択（任意加入）することになります。

りります。

一方、農業共済は、最大補償（※要件審査により最大補償を選択できない場合もあります）は品目ごとに次のとおりです。なお、農業共済の九〇%補償の品目は、ナラシ対策ともリンクしていふこととなります。

園芸施設本体（施設内農作物以外）などの固定資産の損失と家畜共済の病傷共済

は、農業収入に直結しないため、収入保険との重複加入は認められています。

◆収入保険と農業共済の比較

- ② ハ〇%補償：りんご、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ
- ③ 七〇%補償：小豆、いんげん

【単作経営】

収入保険の最大補償は、保険方式と積立方式の両方に加入し、保険方式八割（支払率九〇%）+積立方式一割（支払率九〇%）を選択した場合であり、実質的な補償は収入減少が一割減で八九%、五割減で八六%、一〇割減でハ一%となります。

道内では、単作経営の農業者は少ないのですが、単作経営の場合、収入保険と農業共済の比較はシンプルに考えられます。

収量減少のみを補償して欲しいと考える場合、農業共済の九〇%補償の品目は、収入保険では支払率があるため、被害の程度によりハ一%～ハ九%の補償となることから、農業共済が若干手厚く、農業共済ハ〇%補償・七〇%補償の品目は、収入保険が手厚いものとなります。

注意点として、農業共済は補償の基礎となる農業者の基準収穫量（基準単収）のベースは五中三や七中五などの過去の

しょ、大豆、てん菜

- ① 九〇%補償：水稻、麦、ばれい

最大・最少となつた収穫年のデータを除いて算定しますが、収入保険の基準収入は過去の販売収入の五中五の平均収入を基礎として算定することから、必ずしも両制度の補償水準が同一にならないことがあります。補償割合だけで簡単に判断できませんので、それぞれの制度での補償額も確認する必要があります。

○ 达成度 ○ 農業共済 × 単位当たり 額	○ 収入保険 基準収入 × 補てん割合 × 支払率
基準収穫量 × 補償割合	

品目：米（主食用米）					
平均収入 1,201万円	シナリオ1 販売価格が、 地域平均で、 2割低下	シナリオ2 販売価格が、 個人のみで、 2割低下	シナリオ3 自然災害によ り、地域全体 が、収量5割減	シナリオ4 自然災害によ り、個人のみ が、収量5割減	シナリオ5 自然災害以外の要 因により、収量2 割減 ・病気や怪我で、作業 委託もできなかつた。 ・新規作物の栽培に失 敗。等
作付面積 9.22ha	当年収入 961万円	当年収入 961万円	当年収入 601万円	当年収入 601万円	当年収入 961万円
単収 551kg/10a					
販売単価 14,186円/60kg					
既存制度 掛金拠出合計57.2万円	205万円	0万円	515万円	369万円	0万円
ナラシ対策 (20%コース) ※最大で2割の収入減少 まで補てん 積立金51.3万円	205万円	0万円	146万円 ※共済金相当額 (367万円)を 控除	0万円	0万円
農作物共済 〔全相殺方式 補償限度9割〕 共済掛金5.9万円 (掛け捨て)	-	-	369万円	<u>369万円</u>	-
収入保険 〔補償限度9割 (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで 補てん 掛金拠出合計35.6万円 保険料8.6万円 (掛け捨て) 積立金27.0万円〕	108万円 補てん金を含めた 当年収入 1,069万円	108万円 補てん金を含めた 当年収入 1,069万円	432万円 補てん金を含めた 当年収入 1,033万円	432万円 補てん金を含めた 当年収入 1,033万円	108万円 補てん金を含めた 当年収入 1,069万円

図5 収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較（米）

また、価格低下を心配する農業者に

あつては、道内ではJA出荷率が高じることから、ナワシ対策の品目の場合、地域単位での価格低落となることが多いと想定されます。収穫物の大半をJAへ出荷している農業者は、ナワシ対策である程度はカバーされることが想定されますが、直販の割合が高い農業者にあつては、必ずしもナワシ対策とは連動しない場合もあるため、収入保険では個人の実績で補償される利点もあります。

[複合経営]

一方、複合経営の場合、作付する品目数と品目ごとの収入ウエイトによって収入保険と農業共済の選択のポイントをどこに置くかが重要となります。

農業共済の対象品目を多く作付する農業者にあつては、収入保険は経営全体での販売収入を補償対象としていることか

り、品目単位で補償する農業共済より保険金等の支払機会は減ることになります。

したがつて、支払う保険料等の額と保険金等の支払機会を総合的に見て加入する制度を決める必要があり、その一助としてNOSEA団体では、職員による個別相談を実施しており、タブレット端末を活用して、類似制度と収入保険とのミニュレーションを行い、選択のポイントをアドバイスしておりますし、NOSEAのホームページにはミニュレーションソフトも掲載しております。

過去に類似制度で補てん金を受け取つたことがある農業者は、「過去の実績によるミニュレーション」で受け取つた補てん金の比較を行じ、むろに「将来の予想によるミニュレーション」により過去に受け取つた際の被害（収量減少、価格低下）を想定したミニュレーションを行うことにより具体的な比較が行えることと

なります。

また、「将来の予想によるミニュレーション」では、品目単位に収量の増減、価格の増減を設定できるので、自分の経営で想定される被害でミニュレーションを行つことができます。

水稻主体として転作田に秋播小麦、大豆を作付する場合のミニュレーション例と畑作地帯の秋播小麦、ばれいしょ、小豆、てん菜の例をあげます。

なお、収量減少のほか、小麦の品質低下を加味した試算を行いましたが、今回の試算結果は、あくまでも想定被害による試算のため、想定被害を変えることで、試算結果が変わります。

特に、価格低下などでは、収入保険の方が有利な試算となる場合があります。

農業者自らが想定する被害に基づく試算を行い、より実態に近づくミニュレーション結果を見たうえで加入する制度を

判断願います。

一一月となることから、その一ヶ月前の
一一月までに必要書類の作成、審査が必
要となります。

◆加入申請 スケジュール等

正規の加入申請手続は

とおりです。

一〇月一日からですが、

制度発定の初年度である

今年は、加入申請手続を

円滑に進めるため、また

収入保険制度の加入を希

望する農業者の手続き負

担を少しでも減らすこと

を目的に、八月一日から

全国一斉に収入保険の加

入申請の事前受付が始

まっています。

加入申請手続きは、個
人経営または事業年度開
始が一月の法人経営の場
合、保険期間が一月から

これらの書類は、青色申告決算書等の
税務書類を活用して作成することになり
ますが、青色申告決算書等で把握できな
い金額がある場合は、必要に応じて、帳
簿や伝票などで確認することになります。
なお、NOSAーでは、既に実施した

収入保険制度への加入意向調査を踏まえ、
加入申請手続きは、個
人経営または事業年度開
始が一月の法人経営の場
合、保険期間が一月から

<水田地帯>

品目	加入時			当年		当年の前提
	作付面積	単収	販売価格	収量	価格	
水稻	a 922	kg/10 a 541	円/60kg 14,186	2 %増	増減なし	「平年作～やや良」の作況が続いているため 当年収量は増収
秋播小麦	819	507	11,993	30%減	20%減	雪腐病や干ばつの影響での減収・品質低下(製品は1等A、規格外は全体の20%発生)
大豆	613	210	22,208	15%減	増減なし	干ばつの影響で減収

<畑作地帯>

品目	加入時			当年		当年の前提
	作付面積	単収	販売価格	収量	価格	
秋播小麦	a 819	kg/10 a 584	円/60kg(円/kg) 9,418	10%減	40%減	穂発芽等の影響で減収・品質低下(製品は2等A、規格外は全体の30%発生)
ばれいしょ (でん粉加工用)	878	3,350	26.06	増減なし	増減なし	平年作
ばれいしょ (食用)	401	2,427	88.00	増減なし	増減なし	平年作
小豆	446	289	18,480	50%減	増減なし	降雨の影響による減収
てん菜	953	5,340	17.40	10%増	10%増	収量・糖度の像

注1) 「販売単価」の単位は、秋播小麦・小豆は円/60kg、ばれいしょ・てん菜は円/kgである。

注2) 秋播小麦、大豆、ばれいしょ(でん粉加工用)、てん菜の「販売単価」は「品代+数量払」の単価である。

図6 シミュレーションソフト利用による試算の前提

【シミュレーション結果のまとめ表示】シート

戻る

○試算結果概要

・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、437,033円少ない結果となりました。

・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、505,915円少ない結果となりました。

(注) 積立金は、補填に使われなければ、翌年に持ち越されます。

(注) 下記のシミュレーション結果には事務費を含んでおりません。

○試算結果詳細

詳細については、以下をご確認ください。

【保険料等の試算】

収入保険（試算）				類似制度						(単位：円)	
基準収入	保険料	積立金	合計 (事務費除く) (2)+(3)	農業共済制度 の共済掛金	収入減少影響 緩和対策 の積立金	野菜価格安定 対策 の負担金	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業の積 立金	いぐさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の提出金	合計 (5)+(6)+ (7)+(8)+ (9) (10)	比較	類似制度 －収入 保険制度 (10)-(4) (11)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	類似制度 －収入 保険制度 (10)-(4) (11)	
24,857,742	193,204	559,299	752,503	495,251	694,284	0	0	0	1,189,535	437,032	

(注) 収入保険に加入の場合は、保険料、積立金の他に事務費(48,796円)が必要になります。

【保険金等の試算】

収入保険（試算）				類似制度						(単位：円)	
保健期間の 収入	保険金	特約 補填金	合計 (13)+(14)	農業共済制度 の共済金	収入減少影響 緩和対策	野菜価格安定 対策	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業	いぐさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の助成金	合計 (16)+(17)+ (18)+(19) + (20) (21)	比較	類似制度 －収入 保険制度 (21)-(15) (22)
(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	類似制度 －収入 保険制度 (21)-(15) (22)	
20,727,013	0	1,480,458	1,480,458	1,692,889	293,484	0	0	0	1,986,373	505,915	

図7 シミュレーションソフトを用いた試算結果（水田地帯）

【シミュレーション結果のまとめ表示】シート

戻る

○試算結果概要

・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、864,651円少ない結果となりました。

・保険料等は、収入保険の方が類似制度より、1,397,027円少ない結果となりました。

(注) 積立金は、補填に使われなければ、翌年に持ち越されます。

(注) 下記のシミュレーション結果には事務費を含んでおりません。

○試算結果詳細

詳細については、以下をご確認ください。

【保険料等の試算】

収入保険（試算）				類似制度						(単位：円)	
基準収入	保険料	積立金	合計 (事務費除く) (2)+(3)	農業共済制度 の共済掛金	収入減少影響 緩和対策 の積立金	野菜価格安定 対策 の負担金	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業の積 立金	いぐさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の提出金	合計 (5)+(6)+ (7)+(8)+ (9) (10)	比較	類似制度 －収入 保険制度 (10)-(4) (11)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	類似制度 －収入 保険制度 (10)-(4) (11)	
36,562,034	284,175	822,646	1,106,821	503,870	514,415	953,187	0	0	1,971,472	864,651	

(注) 収入保険に加入の場合は、保険料、積立金の他に事務費(69,653円)が必要になります。

【保険金等の試算】

収入保険（試算）				類似制度						(単位：円)	
保健期間の 収入	保険金	特約 補填金	合計 (13)+(14)	農業共済制度 の共済金	収入減少影響 緩和対策	野菜価格安定 対策	加工原料乳生 産者経営安定 対策事業	いぐさ・豊表農 家経営所得安 定化対策事業 の助成金	合計 (16)+(17)+ (18)+(19) + (20) (21)	比較	類似制度 －収入 保険制度 (21)-(15) (22)
(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	類似制度 －収入 保険制度 (21)-(15) (22)	
31,360,088	0	1,391,167	1,391,167	2,413,703	374,491	0	0	0	2,788,194	1,397,027	

図8 シミュレーションソフトを用いた試算結果（畑作地帯）

農業経営収入保険 加入申請書
(平成 年(年度))

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

貴連合会の事業規程を了知した上で、農業経営収入保険に加入したいので、下記のとおり申請します。また、別紙1「加入申請に関する誓約事項」について誓約します。

【保険資格者の情報】下記の内容を記入し、該当する選択肢に✓を記入してください。

		申請年月日	平成 年 月 日		
		印	個人 法人 事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日		
			青色申告書の提出年数 □ 4年以上 □ 3年 □ 2年 □ 1年		
		印	正規の簿記 □ 簡易簿記 □ 現金主義の特例による青色申告はありません		
住所		〒□□□-□□□□	電話・FAX (電話) (FAX)		
性別	□ 男 □ 女	生年月日	□ 明治 □ 大正 □ 昭和 □ 平成	年 月 日	E-mail

【補償内容の選択】各項目ごとに、希望する選択肢に✓を記入してください。「保険方式のみ」を選択した場合は、積立方式の補償幅、支払率の選択は不要です。

補填方式	□ 保険方式のみ □ 保険方式+積立方式	積立方式の補償幅	□ 10% □ 5%
保険方式の補償限度	青色申告書の提出年数が ・4年以上の場合 □ 80% □ 70% □ 60% □ 50% ・3年の場合 □ 78% □ 70% □ 60% □ 50% ・2年の場合 □ 75% □ 70% □ 60% □ 50% ・1年の場合 □ 70% □ 60% □ 50%	積立方式の支払率 ※ 保険方式で選択した支払率以下で選択可。	□ 90% □ 80% □ 70% □ 60% □ 50%
保険方式の支払率	□ 90% □ 80% □ 70% □ 60% □ 50%	基準収入金額の算定方法の特例 □ 捩種拡大特例 □ 収入上昇傾向特例 ※ 両方の特例を選択することもできます。 ※ 収入上昇傾向特例は、青色申告書の提出年数が4年以上ある場合のみ選択できます。	

【保険料・積立金の支払方法】希望する選択肢に✓を記入してください。「分割支払」を選択した場合は希望する分割回数に✓を記入してください。

保険料	□ 一括支払 □ 分割支払 (□ 2回 □ 3回 □ 5回 □ 9回)
積立金	□ 新たに積立方式に加入 ⇒ 保険料と同じ支払方法です □ 繼続して積立方式に加入 ⇒ 保険期間の開始から8か月目の月の末日までに一括で支払いただきます

加入者管理コード	別紙2「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意します
----------	---------------------------	---------

図9 収入保険加入申請書

意向を示した農業者の方を中心に、現在戸別訪問を実施して加入推進に取組んでいます。

◆加入に当たっての留意事項

収入保険は農業共済対象品目以外の農産物も対象となるので、地域内の全ての農業者に対して収入保険制度を十分理解していただきたいうえで、経営環境に適した補償内容を選択することが最重要課題になります。

このため、NOSAーでは①農業者のニーズを把握すること、②相性の良い制度の提案（類似制度との比較検討）、③安心して加入していただくためにシミュレーションで具体的判断材料を提供、④全ての農業者に補償の機会を後押しして「備えあれば憂いなし」の農業経営の確立に向けた加入推進に力を入れています。また、収入保険の大きな特徴は、原則

として税務書類（＝加入者の申告）に基づく仕組みである」とですが、それ故に、保険期間中に、加入者としての遵守事項を了解していただくことも大事です。なお、加入者の遵守事項には次のものがあります。

- ・作業日誌の作成・保存

- ・事業消費帳簿、販売帳簿など会計帳簿の整備

- ・営農計画の記載内容に変更が生じた場合の通知
- ・過去の青色申告決算書に変更が生じた場合の通知
- ・自然災害や病虫害などで数量減少が見込まれる場合の事故発生通知

農業共済制度の見直し

収入保険の導入に併せて農業共済制度の見直しが行われ、見直し後の農業共済

制度は、原則として平成三一年一月以降に開始する共済責任期間（農作物共済は平成三一年産）から適用します。

なお、主な見直し内容は、次のとおりです。

◆農作物共済が任意加入制に

◆一筆半損特約の選択

水稻と麦は当然加入制のため、一定の規模があれば必ず加入していただきいましたが、平成三一年産からは任意加入制となり、畑作物共済と同様に加入の申し込みが必要になります。

◆一筆全損特例が追加

農作物共済の一筆全損特例は半相殺方式と全相殺方式が対象でしたが、水稻品質方式、麦災害収入共済方式と地域インデックス方式を含む全ての引受方式で対象となります。

一筆全損特例とは、集中豪雨等で、耕

地全域に土砂が流入し作物が埋没した場合や、コムギなまぐさ黒穂病が発生した施設への出荷ができない場合など、収穫皆無（収穫がまったく見込めない）となつた耕地に対し共済金を支払う特例のことです。

◆果樹の樹体共済の導入

収量の補償ではなく、樹体の価格そのものを補償する樹体共済を新たに導入します（八割補償）。

暴風や大雪などで折損・枯死した際の資産減少リスクに対応します。資産を補償する方式のため、果樹共済、収入保険と重複して加入できます。

◆小豆、いんげんに

全相殺方式を導入

畑作物共済の小豆・いんげんは、これまで半相殺方式での引受でしたが、組合員の収穫量のおおむね全量を把握できるなどの選定基準を満たせば、全相殺方式（最高八〇%補償）での加入ができます。

◆園芸施設共済の短期加入が廃止

これまで実際の被覆期間に合わせた加入が可能でしたが、改正後は基本的に一年間の加入となります。掛金も被覆する期間と被覆しない期間ごとに算定します。わずかな掛け金増加で未被覆時の大雪による骨材被害なども補償します。

◆家畜共済の死廃と病傷の分離

家畜共済が、死亡廃用共済（死廃共済）と疾病傷害共済（病傷共済）に分かれます。これまで、両方の加入を基本としておりましたが、新制度では別々に入を選択することができます。

◆死亡廃用共済で一括加入する

家畜の組合せの変更

乳牛の雌、肉用牛等で加入する場合、子牛等を選択したときは、飼養する全ての牛を一括加入してきましたが、改正後の死廃共済では乳牛は搾乳牛と育成乳牛（子牛等を含む）、肉用牛等は育成・肥育牛（子牛等を含む）と繁殖用雌牛に分離したうえでそれぞれ加入が可能となります。また、一般馬は育成・肥育馬と繁殖用馬に分離して加入します。

◆棚卸資産的家畜の損害額の変更

棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成肥育牛、育成肥育馬）は、死廃事故となつた時点で評価により共済金が支払われます。

近年、多発する災害から農業経営を守るためにも、NO-SA-は農業共済制度と新たな収入保険制度の両制度を担う組織として農業者に適切な補償の選択を後押しして「備えあれば憂いなし」の農業経営の確立に向けた加入推進に取り組みます。